



猶予を受けようとする府税を担当する事務所名を記載してください。

# 徴収猶予申請書 (特)

大阪府知事様  
大阪府〇〇府税事務所長様

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請

日中ご連絡が可能な電話番号の記載をお願いします。

申請書を提出する日を記載してください。

なお、申請年月日は、法施行日から2か月間(令和2年6月30日まで)、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

住所(所在地)、氏名(名称)を記載し、押印してください。  
※申請者が法人の場合は、役職、代表者の氏名を併せて記載してください。

猶予を希望する府税を記載します(証紙徴収を除く)。また、年度や税目などいずれかの欄に、併せて期別を記載していただいても構いません。

それぞれの納期限を記載してください。なお、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するものが対象です。

自動車税種別割につきましては、自動車登録番号を、その他の税目につきましては、徴収番号(管理番号)を記載してください。

納期限の翌日から最大1年以内の期間を記載してください。なお、中間申告による法人府民税・法人事業税は「確定申告書の提出期限までの期間」になります。

延滞金については、本税の全額を納付していないときは、「要す」と記載します。

該当する理由にレ点を記載してください。  
新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止のための措置の影響により収入が減少していることが必要です。

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることを示すためのものです。収入・支出状況の把握のため3か月分の記載欄がありますが、計算の際は、減少率の大きいものを記載してください。

税理士による代理申請の場合に記載してください。

1 申請者名等 (以下の項目について、ご記入をお願いします。)

申請者	住所所在地	大阪市北区〇〇町1-2-3		申請年月日	令和 2 年 5 月 1 日		
	電話番号	06(〇△□〇)〇×▲◇	携帯電話	090(〇×▲◇)〇△□〇			
	氏名称	浪速貿易株式会社 代表取締役 浪速 一郎			印		
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	徴収番号又は自動車登録番号	猶予を希望する期間
	R2	法人府民税	R2・6・1	75,000	要す	135792468	納期限の翌日から R3・6・1 まで 12月間
	R2	自動車税種別割	R2・6・1	39,500	要す	大阪123あ4567	納期限の翌日から R3・6・1 まで 12月間
							納期限の翌日から . . . まで . . . 月間
							納期限の翌日から . . . まで . . . 月間
合計			①	114,500	②	要す	

新型コロナウイルス感染症等の影響  イベント等の自粛で収入が減少  外出自粛要請で収入が減少  その他の理由で収入が減少

## 2 猶予額の計算 (書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。)

(注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等  
令和2年2月以降、前年同期と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同期			収入減少率 1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
	2月	3月	4月	2月	3月	4月	
収入							
売上	3,612,477	2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	41 %
小計	③ 3,612,477	④ 2,977,865	⑤ 2,850,918	⑥ 2,293,453	⑦ 5,009,821	⑧ 3,089,121	
仕入	2,597,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3,569,345	2,157,831	
支出							
販売費/一般管理費	621,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	支出平均額 (⑨+⑩+⑪) ÷ 記入月数 ⑫ 3,160,520 円
借入金返済	450,000	250,000	250,000	500,000	500,000	500,000	
小計	⑨ 3,669,823	⑩ 2,964,676	⑪ 2,847,062	⑬ 4,479,504	⑭ 4,760,157	⑮ 3,070,956	

(注)売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄  事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)  聴取

税理士署名押印  電話番号  税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	18,963,120 円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	300,000 円
			=	当面の支出 見込額(⑬)
				19,263,120 円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

現金	金額	200,000 円	預貯金	金額	1,945,463 円	現金・預貯金の 合計(⑭)	2,145,463 円
----	----	-----------	-----	----	-------------	------------------	-------------

(4) 納付可能金額

⑭(現金・預貯金残高) - ⑬(当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 0 円  
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	114,500 円	-	(⑮)納付可能金額	0 円	=	猶予額	114,500 円
----------------	-----------	---	-----------	-----	---	-----	-----------

「(1)収入の減少の状況等」において、計算した支出平均額(⑫)を6か月分としたものと、今後6か月間に予定されている臨時支出等の額を合計したものを記載してください。

「(2)当面の運転資金等の状況等」、「(3)現金・預貯金残高」、「(4)納付可能金額」について記載し、計算した納付可能金額(⑮)を、納付・納入すべき税(①+②)から差し引いたものを記載してください。

**3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)**

この申請が承認されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は承認されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんので、ご注意ください。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の承認又は不承認の結果については、通知書でお知らせします。

・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

大阪府